4 新宿区内の特殊な規制(東京都告示による規制等)

規制区域	禁止事項等
風致地区 (条例第6条第1項第2号) (市ヶ谷、弁慶橋、明治神宮内外苑付近)	全面禁止(自家用広告物の適用除外あり)
都道 外濠環状線の沿道(告示第151号) (神楽坂1丁目〜四谷1丁目)	道路からの展望を目的とする広告物で 1 赤色光を使用するもの (表示面積の20分の1以下 かつ 5㎡以下のものを除く。) 2 点滅するもの(緩慢なものを除く。) 3 露出したネオン管を使用するもの
都道 外濠環状線の沿道 (告示第151号) (四谷1丁目~港区元赤坂2丁目)	道路から展望できる広告物(自家用広告物の適 用除外あり)
JR 中央線の沿線(告示第151号) (中央線の南側及び北側200m以内。 商業地域除く)	全面禁止(自家用広告物の適用除外あり)
首都高速5号池袋線(告示第151号) 首都高速中央環状線(告示第151号)	道路境界線から両側50m以内で、道路の路面高から高さ15メートルまでの空間
首都高速4号新宿線 (告示第151号)	道路境界線から両側50m以内で、道路の路面高から上の空間
都庁周辺 (告示第153号) (西新宿1丁目・2丁目)	全面禁止(自家用広告物の適用除外あり)
西新宿地区(告示第153号) (西新宿1丁目・3丁目・6丁目)	1 赤色光を使用するもの (表示面積の20分の1以下 かつ 5㎡以下のものを除く。)2 点滅するもの(緩慢なものを除く。)3 露出したネオン管を使用するもの
新宿御苑周辺地区(告示第480号) (大京町・四谷4丁目・内藤町・ 新宿1丁目・2丁目・3丁目・4丁目)	地盤面から高さ20m以上の空間は禁止区域(自家用広告物の適用除外あり。ただし、眺望できるものは表示の制限あり。) 1 屋上への設置 2 光源を使用するもの 3 基準を超える彩度のもの



